

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和5年6月22日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時56分

出席者	委員	委員長	坂東一敏		
		市村隆	小平啓佑	古沢ちい子	
		大谷好一	針谷正夫	大阿久岩人	
	議長	中島克訓			
	傍聴者	川田俊介	小太刀孝之	雨宮茂樹	
		大浦兼政	針谷育造	内海まさかず	
		小久保かおる	青木一男	松本喜一	
		梅澤米満	天谷浩明	福富善明	
		福田裕司	白石幹男	関口孫一郎	

事務局職員	事務局長	白井一之	議事課長	森下義浩
	主査	小林康訓	主事	斉藤千明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
建 築 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫

令和5年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和5年6月22日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第62号 栃木市シェアサイクル条例の制定について
- 日程第 2 議案第64号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第 4 議案第60号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第61号 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 栃木市シェアサイクル条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 皆様、おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第62号 栃木市シェアサイクル条例の制定について説明を申し上げます。議案書は19ページから23ページ、議案説明書は1ページでございます。

初めに、議案説明書の1ページを御覧ください。条例制定の提案理由であります。栃木市シェアサイクルを設置するに当たり、その設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の19ページを御覧ください。議案第62号 栃木市シェアサイクル条例を次のように制定したいというものでございます。制定する条例の内容につきましては、次の20ページを御覧ください。

まず、第1条では、シェアサイクルの設置について、市街地の観光客や市民の交通の利便性、町なかの周遊性を向上させるため、専用の自転車と駐輪施設で構成される栃木市シェアサイクルを設置することを定めております。

第2条では、駐輪施設の名称及び位置等について定めており、表のとおり、栃木駅北口ステーションから新栃木駅西口ステーションまでの8か所でございます。

また、第2項では、駐輪施設に配置する自転車の種類及び台数は、別に規則で定めることとしております。

第3条では、利用時間について、シェアサイクルを利用することができる時間は、午前零時から午後12時までの24時間と定めております。

自転車を利用するには、市長の承認を必要とし、第4条では利用の承認について、第5条では利用承認の制限について定めております。

第6条では、使用料について、第2項で使用料の額を定めており、22ページの表を御覧ください。利用開始から利用開始後30分までが130円、以後15分につき100円、ただし12時間につき1,800円を上限とすることとしております。

また、第7条では、使用料の還付について定めております。

第8条では、利用権の譲渡等の禁止について、第9条では承認の取消し等について定めており、利用者は自転車の利用目的以外での利用、自転車の譲渡や転貸をしてはならず、市長は利用者が条例に違反した場合には、利用を停止できると規定しております。

第10条から第13条までは、利用者に対しまして、第10条では自転車の返還について、第11条では損害賠償について、第12条では免責事項について、第13条では事故等の報告についてそれぞれ定めております。

第14条では、委任について、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めることとし、最後に附則といたしまして、本条例は令和5年7月1日から施行したいというものでございます。

以上で議案第62号 栃木市シェアサイクル条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 幾つかお聞きしたいと思います。

まず、第4条のところで、自転車を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとなっておりますが、具体的にこれはどういう形になるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 利用の申請につきましては、別に規則のほうで定めていまして、実際にはアプリケーションをダウンロードして使っていただくような形になりますので、電子申請システムによる申請という形での利用になってくるかと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ということは、その直前でもそれは可能だということ。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

- 市街地整備課長（大塚和美君） 自転車を借りる駐輪施設のところに、一応そういったダウンロードするアプリのほうの準備もしてありますので、あとは広報等でもお知らせしていく予定であります。
- 委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。
- 副委員長（市村 隆君） それはもう既に、これから実施されるということか、既に試験的にやっているのか。
- 委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。
- 市街地整備課長（大塚和美君） 昨年度の社会実験で既に実施していますので、そちらのシステムを今回も利用する形になっておりますので、引き続きアプリをもうダウンロードされている方は利用できるような形になっております。
- 委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。
- 副委員長（市村 隆君） その試験的な実験の中で、実際に利用者の統計というか、その辺はデータ取られていますか。例えば利用日とか利用する方が市外の方なのか県外の方なのか、その辺をちょっとお聞きします。
- 委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。
- 市街地整備課長（大塚和美君） 今年の2月14日に議員の皆様には一応情報提供のほうはさせていただいたのですが、実証実験のほうは一応3か月間実施しまして、その期間中に1,563回の利用がありまして、利用者数は527名です。曜日別では土曜日が一番多くて、次に月曜日、全体的には1週間を通して利用されておりまして、あとは利用時間等を見たところ、やはり週末は来訪される方が利用されている傾向が多くて、平日はやっぱり通勤、通学目的に利用されていたのかなと考えます。
- 委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。
- 副委員長（市村 隆君） ということは、県内の方もいるし、市内の方もいらっしゃるという、その辺の利用者の統計はいかがですか。
- 委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。
- 市街地整備課長（大塚和美君） 具体的な統計はないのですが、そういった利用の状況から見まして、市民の日常的な利用に合わせまして、蔵の街観光活動の移動手段として利用されていたのかなとは考えます。また、あと同じく利用のルートが確認できますので、もともと我々は町なかの中心部のエリアだけかと思って想定していたのですが、意外と環状線の付近までとか、結構広いルートで利用されていたというふうな結果が出ておりますので、そういったところからある程度効果があったのかなとは推測しております。
- 委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。
- 副委員長（市村 隆君） もともとの最初の設置の目的の中に観光客及び市民の交通の利便性の向

上となっていますが、観光客に対しての周知というのも当然これからさらに上げていくのだと思うのですけれども、その辺の具体的な考えというのはございますか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回ハローサイクリングのアプリを利用するわけなのですが、こちらの方については、もうスマホで、同じシェアサイクルであれば全国どこでも利用できるような形になっていますので、地図を開いていただければ、栃木市も利用できるということがすぐ分かりますので、そういった形で、直接大きくは今のところ広報活動はしていかないのですが、それぞれのステーションにも使えるような形で掲示はしていきたいと思っています。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） おはようございます。お願いします。

具体的な使い方といいますか、観光客の場合は、栃木駅を始発とした場合は、代金決済も含めてどんな使い方になるか、お教えいただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 具体的にどの方がどう利用したというのはちょっと分からないのですが、最終的な結果から見ますと、やっぱり利用時間とか距離を見ますと、やっぱり短時間で短距離の移動の利用が一番多かったです。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そういうことではなくて、この仕組みがどういうふうになっているのかということ。例えば自転車を使う場合に、最初に窓口で代金決済をするのかとか、あるいはそうではないのですよとか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 料金につきましては、基本的にはキャッシュレス決済で利用していきます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） あともう一点、初歩的なことを聞きます。零時から24時までということよく分かりましたけれども、一般の方はこの条例を読むわけではありませんが、法律はやはりこういった午前、午後の書き方をするというか、零時から午後12時という。ちなみに他人に午後12時って何時だと聞いたら、非常に、何時だろうということが起きたのですが、実際の運用上は心配ないと思うのですが、今後のこともありますので、こういった午前、午後の書き方で進むのかどうかということをお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 条例の場合、こういった形で一応表示はさせていただいておりま

す。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 第5条に、酒を帯びていると認められるときというのがありますが、フェース・ツー・フェースがないと考えられますので、酒を帯びていると認められるときというのは、例えば通行人とか、あるいはそういった方が発見するよりほかなくて、それをチェックする方法というのは、後で何か問題が起きたときになるというふうな考え方になろうかと思いますが、その点についてお伺いします。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） こちらどちらかというと、チェックをするというよりは、あくまでも酒気を帯びた場合には交通ルール上違反していますので、道路交通法上違反なので、これに関してはもう禁止なので、基本的には避けていただきたい。ただ、市ではヘルメット等を貸し出しますので、そういったときに認められれば、そういったときは制限をかけていきたいなと思っています。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、ヘルメットをかぶることを勧めるということですが、そうしますとそのところはチェックするのには最大のといいますか、お客さん、ちょっと幾らか酒気帯びですねとかということになると、例えばその窓口の方にきちんとした、酔っ払いというほどの人は乗らないでしょうが、その対応の仕方というか、そここのところはきちんと、そのやり方というか、そういったことを意思伝授をしておかないと、混乱といいますか、そこであまりいい気持ちでない帰り方をされる場合もあるので、窓口の方にはよろしくその点をお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） そうですね。基本的にやはり道路交通法違反になりますので、そういったものは一応避けてもらうような形できちんとお話ししていきたいと思っています。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ヘルメットの現状をちょっと細かく説明お願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） ヘルメットにつきましては、利用希望者に対して、今回8か所のステーションのうち観光交流館のあります蔵なび、あと市役所の本庁舎及び嘉右衛門町伝建地区ガイダンスセンターの3か所で無償で貸出ししていきたいと思っています。

基本的には、自転車を利用する方の努力義務となっていますので、自転車の所有者に対してはそこまでは求められてはいないのですけれども、市といたしましては、やっぱり自転車を利用することを推進してまいりますので、そういった貸出しを取りあえずは市有施設からしてまいりたいと考

えております。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今日、NHKでやっていました。ヘルメットをかぶっていると98%安全で、あと残りが危険だという、ああいうニュースを見たときに、栃木市としては努力義務でいいですよという方向で進んでいくのか、それとも幾らかきつくするのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回のヘルメットに関しましては、やはり利用者に着用を促していきたいとは思っております。啓発のほうは。ただ、現状を考えますと、やはりどうしても課題がかなり多くて、実際にシェアサイクルは屋根がないところに自転車が置いてあります。そういった形で自転車の前の籠とかサドルに設置しますと、やっぱりヘルメットの劣化とか損傷というものが高まってまいります。こういった中でヘルメットを管理するには、どうしてもやっぱり運営コストがかかってきますので、それを利用者にはね返すわけにもいかないものですから、そういったところと、あともう一つ、やはり頭に密着させて使うものなので、衛生面的なものの管理もやはり一つ課題になってくるかと思っておりますので、そういったところをちょっと、今のところ、ほかの自治体を見ましても、ヘルメットを貸し出すところもあれば、全然貸し出さないところもありますので、今回3か所の施設で貸し出した状況を見ながら検討してまいりたいと考えます。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明は分かったのですが、まず衛生面というのはあります。それと実を言うと劣化というか、経費もあります。でもやっぱり人の命はなかなか代えられないので、その辺は栃木市としては私は研究して、最善に持っていったほうがいいと思う。要望いたします。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第64号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第64号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は30ページ、議案説明書は18ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等を定め、並びに一団地の総合的設計制度等に係る手数料の名称及び区分を改めること、別表第2関係でございます。

参照条文は省略させていただきます。

初めに、建築基準法改正の背景について説明いたします。令和4年6月に公布されました脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築物省エネ法が改正され、令和7年4月から原則全ての新築住宅・非住宅について、省エネ基準への適合が義務づけられることとなりました。これに合わせ、建築基準法においても、建築物の省エネ改修の促進を図ることを目的に、既存建築物に対する特例許可認定制度の創設や制度の拡充などに関する改正が行われました。

それでは、改正内容について説明いたします。議案説明書の20ページ、21ページをお開きください。議案説明書21ページ、11の項の次に11の2の項を追加し、下線部のとおり定めます。これは、法第52条となりまして、建築物の容積率に関する規定でございます。建築物の機械室等に対する容積率緩和の特例許可を受けるには、法令の定めにより、建築審査会の同意を得る必要があります。しかし、特例許可の手続には一定の時間を要することから、省エネ改修の円滑化を図るため、省令で定められた条例を満たす建築物に対して、建築審査会の同意を要しない認定制度が創設されたものでございます。手数料につきましては、類似の認定手数料と同額といたします。

続いて、議案説明書21ページ、17の項を下線部のとおりに改め、19の2の項の次に19の3の項を追加し、下線部のとおり定めます。こちらは、法第55条、法第58条は、ともに建築物の高さに関する規定でございます。屋根の断熱改修を行うときや屋上に太陽光発電設備の設置を行うときに建築物の高さが増加することにより、法令で定められた高さの限度に抵触し、工事が困難になる場合が想定されることから、省エネ改修の円滑化を図るため、特例許可制度が設けられたものでございます。17の項につきましては、手数料の変更はございません。19の3の項につきましては、類似の許可申請手数料と同額といたします。

続いて、議案説明書21ページ、33の項を下線部のとおり改めます。

議案説明書22ページ、23ページをお開きください。23ページ、36の項、37の項を下線部のとおりに改めます。法第86条及び法第86条の2の規定は、ともに住宅団地などにおいて活用される一団地の総合的設計制度などに係る規定でございます。この制度は、建築物の建築、すなわち新築、増築、改築、移転のみが対象であったため、既存建築物の省エネ改修の円滑化を図ることを目的に、一団地の認定または許可を受けた敷地内にある既存建築物の大規模の修繕、大規模の模様替えについても認定、許可の対象として追加されたものでございます。33の項、36の項、37の項の手数料の変更はございません。

続きまして、議案書の32ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） お聞きします。

議案説明書の21ページ、最初の11の2、建築物の容積率に関する制限の適用除外云々というのがありますが、先ほど課長の説明では、そもそもが省エネ法に基づいてになっていると。そして、これに関しては機械室等とおっしゃったような。それに限定されているということですか、これに関しては。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 今回この趣旨としまして、省エネ法を促進するということがありまして、現在共同住宅とか老人ホームなど、各戸がたくさんあるような建物につきまして、省エネを進めるに当たりまして、高効率の給湯器とか、そういったものを導入すると、どうしても面積が大きくなってしまいうということから、大都市の場合ですと、容積率ぎりぎり土地の有効利用を図る

ためにつくっていた場合にやっぱりオーバーするということが考えられますので、そのような場合にこれを活用して認定制度ということで対応するというものでございます。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） そうしますと今までは、この機械室等を設けるときは、それを含めた容積率の規定の中で収めていたのが、これによって、この機械室等々であれば容積率にそれを含まずに、それを外して設計できると。そして、そのための適用除外を受けるために2万7,000円の申請料を払って審査会を経ずに建築指導課さんでそれを許可できると、こういうことですか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） おっしゃるとおりでございます。今までも許可の手数料というものを取ってしまして、それで機械室をすることができたのですが、ただ今まで許可ですと、先ほども説明したのですが、審査会開いて日数がかかってしまうということで、円滑に進めるために住宅とか老人ホームとかに限って、またそれ以外の条件としましては、当然機械室の床面積の合計が全体の50分の1とか、また道路の接道が8メートル以上とか、ほかの条件もあるのですが、それに合致するものについては認定でできるというものになったものでございます。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。

19の3、高度地区における建築物の高さの特例許可とあります。先ほどその中で、省エネでやはり太陽光等々というお話があったと思うのですけれども、これはそれに特化したものと受け止めてよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 19の3のほうにつきましては、高度地区という区域にはなるのですが、高度地区、都市計画決定で決まっているものなのですが、現在栃木市としましては、高度地区というものは用いておりませんが、今後用いられる可能性があった場合に、これを入れているというものでございまして、確かに最高の高さが、ある程度高度地区利用ですと、ある程度高い高さで統一していきたいというのが土地の有効利用のときあるかと思うのですが、それで屋上に断熱性能を設けた屋根を設けてちょっとオーバーしてしまうとか、もしくは屋上に省エネに対応している高効率の冷暖房設備などを設けたときに、その高さ制限をちょっとオーバーしてしまうなどといったときに使われるようなものでございます。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 確かに私の記憶でも、高度地区はなかったと思う。今後栃木市において高度地区を設定する予定はあるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 現時点では、その予定というものはまだ未定でございまして、ただ

今後において可能性はあるかと思ひまして、手数料条例としましては設けたものでございます。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方は退席して結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第59号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構でございます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） ただいまご上程いただきました議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管関係部分につきまして説明いたします。

まず、歳出から説明しますので、32、33ページをお開きください。8款4項3目下水道費について説明します。補正額は9,262万4,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。下水道事業会計補助金につきましては、汚水処理を行っている県の流域下水道に対する下水道事業の負担金の増額によるものであります。

次に、5目まちづくり事業費について説明いたします。まちづくり事業費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものであります。栃木市シェアサイクル事業の実施に伴い、国のデジタル田園都市構想交付金の採択を受けましたので、国庫支出金を増額し、県支出金及びその他特財の一部を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、ページお戻りいただきまして、12、13ページをお開きください。16款2項6目1節都市計画費補助金について説明いたします。補正額は100万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。周遊観光促進交通対策支援事業補助金につきましては、栃木市シェアサイクル事業の実施に伴い、国のデジタル田園都市構想交付金の採択を受けましたので、県補助金を減額するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。歳出のほう、32ページの3、下水道費で補正が9,200万円ということですが、今年度この補正額でいくのか、さらにまた予定を考えられる余地があるのかどうか、現状での考えを教えてくださいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） これにつきましては、このたび県より負担の増の要望があったということですが、今後電力費が大幅にもっと上がった場合というのはあり得るかもしれませんが、取りあえず今のところはそういう予定はございませんので、今回だけと考えてはおります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 同じく歳出のまちづくり事業費のほうなのですが、国のデジタル田園都市構想の交付金が出たということで、その詳細についてご説明をいただければと思います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 先ほど条例で説明しました栃木市シェアサイクルを実施するに当たりまして、備品の購入費、あとシステムの使用料等を含めまして、2分の1の交付金の交付決定をいただいたところであります。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そのまの話しなのですが、議員研究会のご説明の中では、議員の中で1人ではなくて複数の方から投資対効果の点について疑問を呈する発言があったわけですが

も、デジタルを活用することで、その費用対効果の部分が改善できるのではないのかなと私は期待しているのですが、そういった考えの下でデジタルについての交付金を受け入れる代わりに活用できる考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタル推進課のほうの所管にはなるのですけれども、この交付金につきましては、地域の課題解決や魅力向上の実現に向けてデジタルを活用した実装の取組に対しまして、その事業の立ち上げに必要な経費について補助を受けるというふうな形になっております。今回シェアサイクルを実施するに当たりましては、栃木市としてもこちらの交付金のほうの要望をさせていただいたところであります。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今のご説明ですと、実証実験をやって、今度は実装するときには機器の購入については交付金の活用をするというご説明で受け取れるのですが、デジタルを活用して、活用の部分でさらに普及させていくとか、さらには研究会でもあったように、投資対効果の部分を高めていくことが考えられるのではないのかなと私は思っているのですけれども、その活用の部分については、現状ではないという解釈に受け止めてしまうのですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 収支のバランスにつきましては、実際に社会実験につきましては15分当たり70円という金額を設定させていただきました。これにつきましては、やはり利用者の形態であるとか行動範囲、ルートなどのデータをできる限り大きく収集したいというところで一応低い金額での設定をさせていただきました。今回は、やはり本格的に運用するに当たりましては、収支のバランスを取る必要がありますので、今回最初の30分が130円という形で、そういったところも考慮して料金の設定をさせていただいております。我々としてはまずは利用を促進しまして、収益の向上を目指して取り組んでいきたい。アプリに関しては、一応ソフトバンク系のアプリを利用していますので、我々がちょっとこれをどうするというのもできないので、まずはこれを活用して地域公共交通を補完するような形で市民の方、観光客の方に利用していただきたい。それを通じて町なかのにぎわいを取り戻していきたいというふうな考えで進めております。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 実は私、この事業についてはデータを活用した部分でご期待を申し上げたいと思っております。今までですと、どこのルートを通ったのかとか、年齢構成は窓口でのカウントのみだとか、そういったことだったのだと思うのですけれども、これについてはアプリを導入することによっていろいろなデータが蓄積されていく。そのデータを蓄積したものを、蓄積したままではなくて、さらに事業の展開に活用していくことが期待されているわけなので、ぜひともこの活用の部分について推進をしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 要望でよろしいですか。

○委員（小平啓佑君） はい。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第60号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第60号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書49ページを御覧ください。今回の補正につきましては、第1条の総則で、令和5年度栃木市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収入ですが、第1款第2項営業外収益を1億1,750万円増額補正いたしまして、3億3,437万6,000円とするものです。

内容につきましては、第3条を御覧ください。第3条、他会計からの補助金でございます。一般会計から新たに電力価格高騰補助として1億1,750万円を増額いたしまして、水道事業への補助金

額を1億3,306万5,000円に補正するというものでございます。これにつきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、水道事業の電力費高騰分につきまして補助金をいただくというものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書56ページを御覧ください。令和5年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、続きまして57ページ、令和5年度栃木市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、58、59ページ、令和5年度栃木市水道事業予定貸借対照表でございますが、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。電力高騰によるものの補助ということで、それが57ページのキャッシュ・フローの中でいくと、どこのところに数字が入っていることになるのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） キャッシュ・フローの57ページの一番上、当年度純利益のところが一番大きく入っております。その結果として、最後のほうに資金の増加額が減少になっておりますけれども、この減少幅が少なくなるという形になっております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） キャッシュ・フローは純利益から始まるみたいな、にわか知識は詰め込んできたのですが、投資活動による他会計からの繰入金による収入というのは全く関係のない話なのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 2番の投資活動によるキャッシュ・フローというふうなこちらの場合は、投資に係る一般会計からの繰入金なので、例えば何かを造る、施設を造る際に他会計から繰入れをした場合などは、こちらのほうに入っております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） これも同じ質問になってしまうのですが、この補正というのは今年度

の価格高騰分をこの補正で賄えるのか、それともまたさらに国の補助を待つ考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） こちらにつきましては、要望額というか、高騰分を見込んでいる半分の額を今回繰入れをするという形になっておりますが、この交付金のほう、市全体のほうでどうなるか。使い切ってしまうのか、それともまた新たに国の交付金があるのか、それとも予定していた事業がなくて交付金が余るのかということがありますので、今回につきましては要望額の半額のほうを繰入れとなっておりますが、その状況によっては、もしかすると増額になるということ、増額のほうは要望したいとは思っているのですが、なるかもしれないと考えております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それでは、貸借対照表のほうではどこに分類されている形になりますか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 貸借対照表につきましては、これは資産の状況を表すということなので、この具体的などころにはどこにも入ってなくて、最後の部分、当年度未処分利益剰余金の中に繰り込まれるということでございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第61号 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額につきましては、読み上げを省略していただいても結構でございます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第61号 令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の51ページを御覧ください。今回の補正につきましては、第1条の総則は、令和5年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。まず、収入ですが、第1款第2項営業外収益を9,912万4,000円増額補正いたしまして、26億1,912万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、一般会計からの補助金で、ただいまの9,912万4,000円の内訳としては、流域下水道維持管理負担金に対する補助9,262万4,000円及び電力価格高騰に対する補助650万円でございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項営業費用を9,262万4,000円増額補正いたしまして、36億9,572万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、流域下水道維持管理負担金の増でございます。市内の下水道の流末処理場であり、県が運営しております巴波川及び大岩藤の2つの流域下水道処理場の汚水処理に関する負担金で、当初の見込みよりも大幅に電力費が高騰しているということで、県より負担金の増額要求があったものでございます。

続きまして、第3条の他会計からの補助金でございます。一般会計から電力価格高騰補助として650万円を増額いたしまして、下水道事業への補助金額を5億5,545万8,000円に補正するというものでございます。これにつきましては、水道事業同様、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して、下水道事業の電力費高騰分につきまして補助金をいただくというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の62ページを御覧ください。令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、次の63ページ、令和5年度栃木市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、64、65ページ、令和5年度栃木市下水道事業予定貸借対照表でございますが、これらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、収入支出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから収入支出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。先ほどの水道事業会計ではどこへ行くかということで一度質問しているのですが、その点は理解をしやすいのですが、ただ今回物価高騰のほかに流域下水道費というものが上がってきていますけれども、これはよく議会で話題になっている一般会計からの繰入れというものとは全く別物と考えてよろしいのですか。何か巴波川の処理場のことだということですが、それは何か特殊事情というか、そういうことではなくて、普通の下水道の運営上でお金が足りないということで、一般会計からの繰入れになるのだという考え方でよろしいのかどうか、まずお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） こちらにつきましては、委員さんおっしゃるとおり、普通のというか、運営に係る、処理に係る費用ですので、処理に係る繰入れ基準に合致した繰入金となっております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、今後も一般会計からの繰入れがあるであろうと。それを限りなく少なくしていこうというか、そういう考え方があろうかと思いますが、そうしますと当初見積もっていたところに、ざっくり言って1億円足りない。9,200万円。物価のところは仕方ないと思いますけれども、またそれを追加で、お金が足りないので一般会計から繰り入れてくださいよと、こういう話でいいわけですか、簡単に言うと。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 先ほどの一般会計の補正のところでもちょっとお話ししたように、県のほうから来る要求額が収入支出、この分同額、下水道事業としては同額なので、県のほうの要求のほうか、要求のほうかというか、当初の見込みよりかなり電力費が高騰していると。流域下水道の電力費の高騰分について新たに県から要望が来たということでございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 勘違いしていたかも。流域下水道というのも、あくまでも物価高騰に関係するものだという考え方でよろしいですか。ただし、県のほうの事業なので、物価高騰の650万円でしたっけ、最初にここに出ていた、とは別に切り離してあるという考え方でいいのか、両方とも物

価高騰によるもので、市と県のほうだと。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 上下水道の健全化という話の中で、本会計からの繰入金については基準内、基準外とある中で、基準外については令和12年度にはゼロにしましょうという計画が今走っているわけですが、価格高騰の部分でかなり厳しい修正が迫られる可能性があるようなお話しぶりになるのですが、その点どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいま小平委員のほうからご質問があったとおり、かなり厳しいことになっていることは間違いありませんが、この下水道の流域下水道維持管理負担金につきましては、先ほどご質問にあった基準内繰入れ、基準外繰入れの中では基準内繰入れに当たってしまうというか、当たるものなので、こちら高騰しても令和12年までの基準外繰入れをゼロにするという目標には直接関わりはないものと考えております。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前10時56分)